三　法第九十七条の四第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定による自動車検査証の不返付に係る事務

四　道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第五十一条の七第二項の規定による自動車検査証の不返付に係る事務

（特定記録等事務代行者の要件）

第四十九条の七　法第七十四条の五第一項の国土交通省令で定める要件は、次のとおりとする。　（新設）

一　特定記録等事務を行うのに必要かつ適切な組織及び能力を有すること。

二　特定記録等事務を適確に遂行するために必要な設備を有すること。

三　次に掲げる者に該当しないこと。

イ　一年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

ロ　第四十九条の十六又は第四十九条の二十九の規定により委託を解除され、その解除の日から二年を経過しない者

ハ　営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であつて、その法定代理人がイ、ロ又はニのいずれかに該当するもの

ニ　法人であつて、その役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）のうちに、イからハまでのいずれかに該当する者があるもの

（標識）

第四十九条の八　特定記録等事務代行者が掲げる標識の様式は、第一号様式の四とする。　（新設）

（特定記録等事務責任者）

第四十九条の九　特定記録等事務代行者は、事業場ごとに、特定記録等事務に関する事項を処理させるため、特定記録等事務責任者を選任しなければならない。　（新設）

（通知を受けて講ずる措置）

第四十九条の十　第四十九条の四の規定による通知があつた場合には、特定記録等事務代行者は、次に掲げる措置を執らなければならない。　（新設）

一　通知を受けた自動車検査証の有効期間、自動車登録番号その他の自動車検査証への記録を行うために必要な事項を自動車検査証に記録すること。

二　通知を受けた自動車検査証の有効期間と同一の有効期間を表示した検査標章を交付すること。

（自動車登録番号の確認）

第四十九条の十一　特定記録等事務代行者は、前条の措置を執る場合において自動車検査証に記載された自動車登録番号が第四十九条の四の規定により通知を受けた自動車登録番号と同一であることを確認した後でなければ、特定記録等事務をしてはならない。　（新設）

（検査標章の保管）

第四十九条の十二　特定記録等事務代行者は、事業場ごとに、検査標章の適切な保管設備を設け、これに検査標章を保管しなければならない。　（新設）

2　特定記録等事務代行者は、保管中の検査標章を紛失した場合には、直ちに、その年月日、枚数、理由その他必要な事項を運輸監理部長又は運輸支局長（法第七十四条の四の規定の適用があるときは、軽自動車検査協会）に届け出なければならない。

（事業場の位置の変更の承認）

第四十九条の十三　特定記録等事務代行者は、事業場の位置を変更しようとするときは、あらかじめ、運輸監理部長又は運輸支局長（法七十四条の四の規定の適用があるときは、軽自動車検査協会）の承認を受けなければならない。　（新設）